

職員の職務の級の職務の内容を分類する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第29号

職員の職務の級の職務の内容を分類する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の職務の内容を分類する規則（昭和51年鳥取市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表3級の欄中「診療放射線主任」を「診療放射線主任
学芸員」に改め、同表

4級の欄中「総括主幹
副園長」を「総括主幹
副園長」に、「参与」を「参与
学芸員」に改め、同表
「統括支援員」

5級の欄中「統括保健師」を「統括保健師」に改め、同表6級の欄中「戦略広報監」
指導主事 建築主事」

「戦略広報監」を「戦略広報監」に改め、同表7級の欄中「統括保健師」を「統括保健師」に改める。
建築主事」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。